

愛知県産業労働センター 利用許可申請書

年 月 日

愛知県産業労働センター 館長 殿

申請者 氏
住所

団体名

代表者氏名

担当者氏名

電話番号

Eメール

利 用 期 間	年 月 日			
	時 間			
	本 番 が あ る 場 合 の 内 訳	準備 練習		
		本番		
撤去				
催 物 の 名 称				
利 用 目 的				
利 用 施 設	<input type="checkbox"/> 大ホール <input type="checkbox"/> 小ホール <input type="checkbox"/> 展示場(階 区画) <input type="checkbox"/> 会議室(室番号)	利 用 予 定 人 員		
入 場 料 等 の 状 況	<input type="checkbox"/> 有(最高額: 円) <input type="checkbox"/> 無			
利 用 責 任 者				
合 計 利 用 料 金	円	納期限	年 月 日	
そ の 他 参 考 と な る 事 項	受 取 日	年 月 日	受取者	
	請 求 書 送 付 先	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と異なる(送付先別添のこと)		

- 備考 1 太線の枠内のみ記入してください。
 2 複数の施設を異なる日程で併用する場合、施設ごとに利用許可申請書を提出してください。
 3 本様式に記入された内容は、利用に関する諸手続き、本施設に関するご案内に利用します。
 4 愛知県では、愛知県暴力団排除条例第9条の規定により、公の施設が暴力団の利益となる活動に利用されることを認めておりません。
 5 利用を許可するにあたり、又は利用を許可した後に、この申請に係る施設の利用が暴力団の利益となるかどうかについて、愛知県警察本部長にその意見を聴くことがあります。
 6 利用を許可した後に、当該許可に係る行為が暴力団の利益となる行為に該当することが明らかになった場合は、当該許可を取り消し、又は当該許可に係る施設の利用を中止にすることがあります。

記入例

こちらの枠内のみご記入ください

様式第1 (その1) (第5条関係)

愛知県産業労働センター 利用許可申請書

西暦で記入願います

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

愛知県産業労働センター 館長 殿

申請者 〒450-0002
 住所 愛知県名古屋市中村区名駅4-4-38
 許可書・請求書の送付先になります
 団体名 ウィンクあいち
 請求書の宛名になります
 代表者氏名 ウィンク太郎
 担当者氏名 ウィンク花子
 電話番号 052-571-6131 (FAX:052-571-6132)
 Eメール staff@winc-aichi.jp
 FAXもあればご記入ください

利用期間	年月日	2013年4月25日		
	時間	9:00~21:00		
	本番がある場合の内訳	準備練習	9:00~12:00	
		本番	13:00~19:00	
撤去	19:00~20:30			
催物の名称	これでわかる!ウィンクあいち活用方法			
利用目的	講習会			
利用施設	<input type="checkbox"/> 大ホール <input type="checkbox"/> 小ホール <input type="checkbox"/> 展示場(階区画) <input checked="" type="checkbox"/> 会議室(室番号901・902)	利用 予定人員	250名	
入場料等の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有(最高額: 1,000 円) <input type="checkbox"/> 無			
利用責任者	ウィンク花子			
合計利用料金	円	納期限	年 月 日	
その他の参考事項	受取日	年 月 日	受取者	
	請求書送付先	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input checked="" type="checkbox"/> 申請者と異なる(送付先別添のこと)		
請求書の宛名は下記でお願いします。 宛名: アイラック愛知株式会社				

- 備考 1 太線の枠内のみ記入してください。
 2 複数の施設を異なる日程で併用する場合、施設ごとに利用許可申請書を提出してください。
 3 本様式に記入された内容は、利用に関する諸手続き、本施設に関するご案内に利用します。
 4 愛知県では、愛知県暴力団排除条例第9条の規定により、公の施設が暴力団の利益となる活動に利用されることを認めておりません。
 5 利用を許可するにあたり、又は利用を許可した後に、この申請に係る施設の利用が暴力団の利益となるかどうかについて、愛知県警察本部長にその意見を聴くことがあります。
 6 利用を許可した後に、当該許可に係る行為が暴力団の利益となる行為に該当することが明らかになった場合は、当該許可を取り消し、又は当該許可に係る施設の利用を中止にすることがあります。

請求書の宛名や送付先を変更する場合は
 こちらに詳細をご記入ください。